

正誤表

『就業規則の法律相談Ⅱ』の正誤表を以下に示します。訂正してお詫び申し上げます。

頁・行	(誤)	(正)
57 頁・16～19 行目	そのうえ、振替休日の場合と同様、この週について1日8時間の労働を6日間行っているため、金曜日の労働について、1週40時間以上働いていることとなり時間外割増賃金の支払が必要となります。	この週については、日曜日から金曜日まで1日8時間の労働を6日間行っていることとなりますが、日曜日の労働は週40時間という法定労働時間の枠とは別枠の「休日」労働として処理されるため、金曜日の労働についても1週40時間の枠内となり、労基法上の時間外割増賃金の支払は不要となります*3。 *3 平6・5・31基発331号

株式会社青林書院